

## 健康福祉常任委員会行政視察委員長報告

- 1 視察期日 令和4年10月3日（月）から10月5日（水）
- 2 視察地 愛知県刈谷市、愛知県豊田市、愛知県長久手市
- 3 出席委員 岸 昭二、村田裕子、松島修一、高橋伸治、  
渡邊良太、桜井 卓

### 4 視察項目

〔刈谷市〕 人口15万2,536人 （令和4年11月1日現在）

- ・ 子育てコンシェルジュについて

〔豊田市〕 人口41万7,875人 （令和4年11月1日現在）

- ・ ごみ屋敷解消の支援について
- ・ 豊田市子ども条例について

〔長久手市〕 人口6万931人 （令和4年11月1日現在）

- ・ 重層的支援体制整備事業について

はじめに**刈谷市**の視察概要から報告いたします。

#### 「子育てコンシェルジュ」について

子ども・子育て関連3法に基づく子ども・子育て支援制度の開始に基づき、刈谷市では各課と各施設のネットワークを構築し、連携を強固なものとするため、平成27年6月1日から子育てコンシェルジュ事業（利用者支援事業基本型）を開始しています。

子育てコンシェルジュ事業は、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現を目指し、子どもやその保護者等または妊婦が、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的としています。

子育てコンシェルジュの配置状況について、総合的な利用者支援及び地域連携の核として活動する専門員である「専任子育てコンシェルジュ」を中央、南部及び北部の3か所の子育て支援センターに、また、利用者支援の向上と地域連携の強化を担っている子育てに関する施設等の職員が兼任する「兼任子育てコンシェルジュ」を市内43施設に、それぞれ配置しています。業務については、専任・兼任ともに、利用者からの相談対応、情報の提供、相談内容の記録、研修や地区別ネットワーク会議への参加などがあります。これらに加えて、専任子育てコンシェルジュには、子育て支援センターに来所した親子に子育て支援に関する情報提供等のコーディネートを行うことや、月1回の子育て支援課への事業報告及び相談内容の検討、広報紙「子育てコンシェルジュ通信」に掲載する情報の収集など、より専門性が高く、多機関との密接な連携が必要な業務があります。

子育てコンシェルジュ事業の成果として、利用者としては、親子が慣れ親しんだ身近な場所で気軽に子育ての悩みを相談できる、課題を多面的に捉え、子どもだけ・親だけではなく家族の問題として考えられるようになったなど、子育てに関する不安の解消につながっているとのこと。また、職員としては、他課や各施設の強みを知ることができ、サービスや制度の紹介をスムーズに行えるようになったなどのメリットがあったとのこと。

課題としては、常に新たな子育て支援に関する情報が追加されていくため、他課や各施設とともに新しい情報を共有しながら継続的に子育て支援を行っていくこと、また、子育て支援施設を運営しながら子育てコンシェルジュ業務にも従事している兼任子育てコンシェルジュに対し、研修等で役立つ情報を提供するなど、全てのコンシェルジュが同じ目的で動くことができるよう配慮することなどがあるとのことでした。

次に、**豊田市**の視察概要について報告します。

#### (1) 「**ごみ屋敷解消の支援**」について

豊田市は、平成28年4月1日に「豊田市不良な生活環境を解消するための条例」を制定しています。10年以上前からごみ屋敷についての相談があり、行政代執行により片付けを行ってもすぐに元に戻ってしまう状況が続いたため、当時の町内会長が中心となってボランティア清掃を行いました。このことはメディアで話題となりましたが、その後その住宅が火事になってしまったことをきっかけに、市としてごみ屋敷に向き合うために制度を整備しなければならないと考え、条例制定にいたっています。

条例の制定に当たっては、福祉的支援型の条例にしたいと考え、京都市の条例を参考に、不良な生活環境としてごみ屋敷だけではなく樹木等の繁茂や多頭飼育崩壊も盛り込んでいます。また条例には、立入調査等の権限や、支援及び措置の内容を審議する附属機関「豊田市不良な生活環境を解消するための審議会」の設置、罰則として氏名の公表などの規定を設けています。審議会は大学教授、弁護士、社会福祉協議会、民生委員、町内会長等7人で構成されています。

ごみ屋敷の問題では、環境・福祉など複数の部署が絡み、業務の押し付け合いが起こりがちですが、豊田市では全ての相談を環境部で受け、そこから関係部署へつないでいるとのこと。庁内13課と庁内対策会議を年1回開催し、そのほかに個別ケース会議を令和3年度は8回開催しています。

ごみ屋敷解消についての予算は年間50万円ほどで、うち30万円はシステムの管理費として使用されており、残金で清掃用具などを購入しています。ごみ処理費用は10キログラム60円で本人負担が原則ですが、心身の故障、生活保護などで負担ができない場合には、規則の規定により免除ができます。

ごみ屋敷は複合的な要因が絡んでいることが多いため、解決が容易ではな

く、行政が地域住民と一緒に支援をしながら改善に向き合うことが重要であることから、地域への見守りや声掛け等を依頼しています。条例を制定したことでごみ屋敷に向き合う意識と組織ができ、また審議会の意見をいただくことで自信を持って対応することができるようになったとのことです。

## （２）「豊田市子ども条例」について

豊田市では、子どもの権利を保障し、社会全体で子どもの育ちを支え合うことにより、豊田市の未来を担う子どもたちが幸せに暮らすことのできる地域社会を実現することを目的に、「豊田市子ども条例」を制定しています。

「子ども会議」について、市内在住・在学の小学校５年生から高校３年生を対象に子ども委員を公募しており、令和４年度は子ども委員３２人で活動しています。

運営は次世代育成課職員のほか、大学生サポーターが子ども委員のサポートをしています。子どもたちは、市が事前に設定したテーマについて関係する行政職員から概要を学び、さらに自分の興味に基づいたグループに分かれ、関係する市民団体等を訪問して調査研究や実践活動を行い、その結果を市民活動の祭典「WE LOVE とよたフェスタ」で発表しています。「子どもの意見を聴くときは子ども会議で」という意識が庁内に広がってきているとのことです。

子どもの権利擁護委員について、令和３年度実績は、相談件数は延べ３８２件、うち新規相談件数は８２件、申立件数は１件、擁護委員による発意の件数は１件です。申立案件及び発意案件の調査・調整のほかに、相談の一環として情報収集できる旨が条例に規定されており、事実上の調整活動を行っています。情報収集は「その他の調査・調整」として８件計上されています。これにより、事実確認を行いながら、相談者や子どもが関係する人たちとの建設的な対話を通して、解決を図っています。

子どもの権利擁護委員は市の附属機関として設置されている非常勤特別職で、その資格は、弁護士や学識経験者等の専門的知識や経験を有する者とされています。具体的な職務については、子どもまたは関係者からの相談を受けて助言や支援などをすること、本人や関係者からの申立てを受け事実の調査や関係者間の調整をすること、擁護委員自らの判断で調査をすること、調査や調整の結果、必要があると認めるときに是正措置の勧告や制度改善の要請をすることがあり、さらに市の依頼を受けて子どもの権利に関する講演会や学校向け研修等を行っています。

子どもの権利の定着については、子どもの権利学習プログラムとして、子ども向けの教材と教員向けの指導書をセットで用意しており、小学校1・3・5年生、中学校2年生を対象に、教員が学校の授業の中でプログラムを実施しています。また、学校の希望に応じて、子どもの権利擁護委員や子どもの権利相談員が講話を実施しています。子どもの権利啓発事業として、令和元年度から市内の全中学校で教員向け研修や、生徒向け講演会を実施しています。こうした現場に出向く活動により、子どもの権利啓発事業を開始した当初と比べて、学校現場においても徐々に子どもの権利についての理解が深まってきていると感じているとのことでした。

次に、**長久手市**の視察概要について報告します。

#### 「重層的支援体制整備事業」について

長久手市の年齢別人口割合は、令和2年の国勢調査によると15歳未満が17.7%、15歳から64歳が65.3%、65歳以上が16.9%であり、平均年齢は40.2歳と、平均年齢の低さは令和4年5月1日時点で全国1位です。また、高齢化率の低さに関しても全国3位、愛知県内1位です。

若年層の転入が多い地域では、自治会の加入率が低い傾向にあるため、地

域のつながりが希薄になっていることを課題と捉え、市民の困りごとや要望を身近な地域で受け止め、つながりを作り、地域の課題は地域で解決していく取組を市全体で始めています。

令和3年4月からの重層的支援体制整備事業の実施に向けて、縦割りの弊害を少なくするため、地域共生推進課を市長直轄組織として設置しています。地域共生推進課には、小学校区単位で地域とともに考える「調整役」として地域共生担当を配置しています。併せて、社会福祉協議会でも組織を再編して総合支援グループを中核に位置付け、小学校区単位でコミュニティソーシャルワーカーを配置しています。市の地域共生担当と社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカーが連携して、世代や属性を超えて小学校区単位を基準とした交流できる場や居場所づくり、課題解決や伴走支援に必要な地域資源とのつなぎ・コーディネート、地域のプラットフォームづくりの支援などを行うとともに、地域課題の把握や課題解決に向けた共有の場である「地域共生ステーション」を運営しています。また、参加支援事業においては、ひきこもり相談窓口兼居場所として社会福祉協議会に「N-ジョイ」を設置しています。令和3年度の利用実績は、ひきこもり等の相談が延べ28人、N-ジョイ参加者（居場所利用者）が延べ209人とのことでした。

課題としては、多機関協働事業のケース数が伸びない、「高齢・介護」以外の属性に対するアウトリーチが不十分、本人に病識がない・家族内や近隣住民との人間関係が悪いなど円滑な支援に結びつけにくい要素があるとのことでした。今後は、これらの課題解決に向けて、コミュニティソーシャルワーカーの役割過多の見直し、職員の人材育成、アウトリーチの強化、子育て世代の孤立や子どもの貧困の実態把握などを進める必要があるとのことでした。また、既存の地域共生ステーションや社会福祉協議会のサロン活動への参加が難しい人が存在しており、より身近な地域において、開かれた場所が多様

に存在することが重要であるとのことでした。

以上が視察の概要ですが、今後、本市において参考となる事項については、御検討いただきますよう要望し、報告といたします。

なお、詳しい資料は、議長への視察報告書に添付されていますので、必要な方は御覧いただきたいと思います。

令和4年11月29日

健康福祉常任委員会  
委員長 桜井 卓

北本市議会議長 工藤 日出夫 様